

喫煙可能店の施設管理者の責務

施設管理者には、下記のルールを守る責務があります。改正健康増進法に違反すると**罰則**の対象となることがあります。
令和7年4月から、大阪府受動喫煙防止条例により喫煙可能店は、**客席面積が30㎡以下であることが要件**となります。

1. 技術的基準への適合維持【違反時の罰則：50万円以下の過料】

■喫煙可能店（店全体が喫煙できる）の場合

たばこ（加熱式たばこを含む）の煙が店から流出しないよう、**壁、天井等で区画**しなければなりません。

※区画をせず、地下街やアーケード内の共有部へ煙が漏れ出るのは、法令違反です。

■喫煙可能室（店の一部だけ喫煙できる）の場合

下記すべてを満たす必要があります。

- 1) 壁や天井で完全に覆われた部屋にする
- 2) 煙を屋外に排出する（地下街やアーケード内は屋内なので、排出不可）
- 3) 喫煙室の出入口は、喫煙室の中に向けて気流が0.2m/秒以上である

2. 標識の掲示【違反時の罰則：50万円以下の過料】

施設の出入口と喫煙室に以下2点が記載された標識を掲示しなければなりません。

- 1) 喫煙をすることができる場所である
- 2) 20歳未満の人の立ち入りが禁止されている

例）喫煙可能店



3. 20歳未満の立ち入り禁止

喫煙できる場所には、客（親子連れ含む）・従業員ともに、20歳未満の人は立ち入らせてはいけません。

4. 従業員への受動喫煙防止対策（令和4年4月から、大阪府条例）

年齢に関係なく、従業員に対する受動喫煙防止対策を講じなければなりません。

従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努めなければなりません。

5. 広告・宣伝

広告や宣伝を行う時は喫煙可能店（喫煙室）を設置している旨を明らかにして下さい。

6. 書類の保存【違反時の罰則：20万円以下の過料】

以下の書類の保存をしてください。

- ・施設内の客席部分の床面積に係る資料（店舗図面等）
- ・資本金の額または出資の総額に係る資料（会社経営の場合）

7. 配慮義務

喫煙できる場所や器具を設置する場合（屋外を含む）、望まない受動喫煙を防止するための配慮を講じる必要があります。

喫煙可能室設置施設の 変更・廃止 届出書の受付方法

- ・変更届：届出内容に変更が生じた場合は、その事実を証することができる書類を添えて提出
- ・廃止届：喫煙可能室の設置を取りやめた場合（例 禁煙にした、喫煙専用室を設置したなど）

下記のいずれかの方法で届出を提出ください。

1. オンライン手続き

大阪市行政オンラインシステムにより、届出ができます。

窓口来所の必要がなく、費用もかかりません。

※手続きの際には、利用者登録の上、ログインしていただく必要があります。

変更届出▶



廃止届出▶



2. 送付による手続き

以下を、下記担当へ送付ください。

- ・届出様式（必要項目に記載をしたもの） ※様式は大阪市ホームページでダウンロードできます。
- ・（変更届の場合）変更の事実を証することができる書類
- ・返信用封筒（A4サイズの書類が三つ折りに入るもので、110円分の切手を添付したもの）

3. 窓口への来所

下記担当窓口で受付しています。

担当

大阪市健康局 健康づくり課分室（大阪市受動喫煙防止コールセンター）

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 1 - 4 - 3 船場センタービル 3 号館3階

TEL：06-6226-8471

FAX：06-6226-8476

※受付時間：平日（月曜日から金曜日）9時から17時30分※土日祝、年末年始を除く



禁煙エリアでは、 加熱式たばこも禁止

例に挙げているのは、加熱式たばこであり、電子たばこではありません。禁煙エリアでこれらを使用することは違反になります。

加熱式たばこは、専用の道具でたばこの葉やその加工品を電気加熱し発生した煙を吸入するたばこ製品で、ニコチンや発がん物質など、多くの有害化学物質が含まれています。

喫煙者だけでなく、受動喫煙により周りの人の健康にも影響を与えていると考えられています。

● たばこ葉を高温で加熱するタイプ



● たばこ葉を中温で加熱するタイプ



リル ハイブリッド
[フィリップ モリス]

● たばこ葉を低温で加熱するタイプ



ブルーム・テック
[JT]



ブルーム・テック・プラス
[JT]

出典：国立研究開発法人国立がん研究センター（2022年7月）



屋内完全禁煙の飲食店を紹介する登録Webサイト『ケムラン』

お店の禁煙化へのヒント集はこちら ▶

*ケムランは、大阪市民の健康づくりを応援する「すこやかパートナー」です。

